

新所得連動返還型奨学金制度にかかる追加論点整理事項（案）

（1）貸与総額の上限設定

異なる学校種について一回ずつ貸与を受けることができ、加えていずれかの学校種で一回のみ貸与を受けることが可能である現行制度を維持する

無利子奨学金については、現行制度においては、大学、大学院、短期大学、高等専門学校及び専門学校の各学校種について一回ずつ貸与を受けることができ、加えていずれかの学校種で一回のみ貸与を受けることが可能となっている。本制度は、これまで各学校種について一回ずつの貸与のみであったところ、平成26年度から社会人の学び直しを支援する観点から、追加で一回のみ貸与を受けることを可能としたものである。

複数の学校種で貸与を受けた場合、貸与総額が大きくなるが、新所得連動返還型制度では債権ごとにそれぞれ返還額を設定することから、例えば学部と大学院で貸与を受けた場合の返還額は、学部のみで貸与を受けた場合の2倍となり、貸与総額の多寡は返還額に大きく影響しない。このため、貸与総額の上限については現行制度を引き続き維持すべきである。

なお、奨学金全体の制度として現行制度より厳しい貸与総額の上限を設定するか否かについては、文部科学省及び日本学生支援機構において更なる検討を求めたい。特に、社会人の学び直しなどで奨学金の貸与を受ける場合、公的資金により維持されている日本学生支援機構の奨学金の貸与に当たっては一定の制限が必要であるとの意見の一方、年齢により貸与総額に上限を設定すべきではないとの意見があった。また、貸与時点での債務残高により上限設定を検討すべきとの意見があった。

（2）貸与年齢の制限

新所得連動返還型制度による返還は返還開始時の年齢が40歳以下である場合に可能とする

大学等における学び直しの推進等により、今後、社会人学生が増加することが考えられるが、新所得連動返還型制度では、返還期間が長期にわたる可能性があり、中高年齢で大学等に入学し卒業した場合、返還能力があるうちに返還が終了しないケースが発生することが想定される。年齢のみを理由として貸与自体を制限することは適当ではないと考えられるが、新所得連動返

還型制度による返還を可能とするか否かについては、返還能力のあるうちに返還を完了することを求める観点から、年齢により一定の制限を加えることが考えられる。

現行制度では返還期間は20年以内で設定されているところ、新所得連動返還型制度では返還期間が延びる場合があることにも鑑み、現在の年金受給開始年齢の65歳を一つの目安として25年間の返還期間が確保されるよう、返還開始時に40歳以下であることを新所得連動返還型制度による返還を可能とする条件とすることが考えられる。

なお、定額返還型も含めた奨学金制度全体として貸与年齢を制限するか否かについては、現在は年齢による制限は行われていないが、高齢で奨学金の貸与を受けて返還されないこととなり財政負担が発生する可能性や年齢による制限を行うことの社会的合理性を踏まえて、文部科学省及び日本学生支援機構において今後検討することが求められる。

(3) 学生等への周知方法・内容

高等学校等への周知を重点的に行うとともに、新たな広報手法（ソーシャルメディア）の活用や分かりやすいパンフレットの作成等を進める

新所得連動返還型奨学金制度は新たな制度であることから、返還方法や猶予等の救済措置、デフレやインフレによる物価の変動に伴う返還負担の考え方などについて、学生等に周知を図ることが極めて重要である。平成28年4月から開始された予約採用においては、新所得連動返還型制度の説明チラシを高等学校に送付し周知が行われた。引き続き高等学校等に対しては、進路指導担当教員等への説明会を全都道府県で開催できるよう努めるとともに、高校の教員等向けの説明資料を作成するなどの取組が必要である。また、新制度導入の考え方についてのパンフレット等での伝え方の工夫やソーシャルメディア等の新たな広報手法の活用、返還に当たっての個人情報登録や法的措置等についての十分な説明等の取組が求められる。

(4) 海外居住者の所得の把握・返還方法

定額返還型の場合の返還月額とする

マイナンバー制度では海外居住者の所得を把握することができないため、卒業後海外に居住した場合の返還月額は、定額返還型の場合の金額とすべき

である。

(5) 有利子奨学金への導入に係る検討

無利子奨学金における新制度の運用状況も見つつ、導入に向けて検討する

新所得連動返還型制度は、無利子奨学金から先行的に導入することとしている。貸与規模が大きい有利子奨学金についても新所得連動返還型制度を導入することが求められるが、返還者の所得が低く返還月額が低額となる場合、利息の支払いが増大し、返還が非常に長期に渡ることが予想される。有利子奨学金への新制度の適用に当たっては、無利子奨学金での運用状況を見つつ、導入に向けて検討を行うこととすべきである。

(6) デフレ・インフレ等の経済情勢の変化に伴う詳細設計の見直し

経済情勢の変化を踏まえ、本制度における返還条件の設定については随時見直しを行う

新所得連動返還型奨学金制度における返還負担については、物価が重要な要因となる。今後、デフレやインフレ等の経済情勢の変化に伴い、名目所得のみならず実質所得を考慮に入れた上で、制度の安定性・公平性の観点から本制度の返還条件の設定については随時見直しを行っていくことが必要である。

(7) 既に返還を開始している者等への適用

新制度は平成29年度新規貸与者から適用することとしているが、既に返還を開始している者や現在貸与を受けている者への適用について検討が求められる。現行制度においては、減額返還制度や返還猶予制度等により、経済的理由で返還が困難な者に対しては所得に応じて返還負担を軽減する措置が講じられている。

既に返還を開始している返還者全員に対して新制度を適用した場合、返還金が大幅に減額することが想定される。まずは、他の返還負担軽減策と併せた検討が必要と考えられる。

現行では返還猶予制度や減額返還制度により一定期間所得に応じて返還額を低減することが可能となっているが、これらの負担緩和策を講じてもなお返還困難な者の取扱いについて一層検討を深める必要がある。

(8) 返還初年度及び2年度目の返還月額について

新所得連動返還型制度においては、前年（1月～12月）の所得に応じて返還月額が決定されることとなるが、返還初年度は前年の所得が0であるため、返還月額をどのように設定するかが問題となる。また、返還2年度目についても、例えば4月に就職した場合には、前年の勤労月数が9か月となることから、返還月額の算定の基準となる所得が通年の勤務による収入に基づく金額より少ない額で計算されることとなる。

例えば、初年度については、前年所得を基に返還金を算出すると、返還月額が2000円となり、返還負担は緩和されるものの、初年度の返還金が一時的に大幅に減少することとなる。これらの影響も含め、返還月額の設定を検討すべきである。

(9) 返還方式の切り替え

返還方式については貸与開始時に選択し、貸与終了時まで決定することとしているが、返還を開始してから返還方式を切り替えることができるかどうか問題となる。

新所得連動型→定額返還型の切り替えについては、所得の低い間は新所得連動型により返還月額を抑え、所得が高くなった時点で定額型に切り替えて返還月額が上昇することを避けるというパターンが可能となることから、制度趣旨に鑑み、この切り替えを認めることは適当ではない。

定額返還型→新所得連動型の切り替えについては、定額返還型で返還が困難となった場合に、返還猶予制度や減額返還制度により負担緩和策を講じてもなお返還困難な者について切り替えを認めることが考えられる一方、これらの返還負担緩和策を活用できることから一度選択した方式を変更することを認めないことも考えられる。

(10) 保証制度

原則として機関保証

新所得連動返還型では、所得が低い返還者は返還期間が長期化することから、人的保証である連帯保証人の返還能力が返還終了まで確保されないケースが増えることが懸念される。また、返還期間が不定期となることから、現在より高齢となった連帯保証人・保証人に保証を求めることになり、過度な保証を強いることになる恐れがある。

保証制度を機関保証とする場合、これらの懸念が解消されるとともに政府の財政負担は軽減される一方で、毎月おおむね2,000円～3,000円程度の保証料をすべての学生が負担することに対する理解や、原則として機関保証とすることによる保証料の多寡に留意することが必要である。その上で、保証制度の在り方としては、奨学生全体で保証を分担するという互助会的な仕組みとする観点から、原則として機関保証とする制度に移行することが望ましい。この場合、新所得連動返還型のみならず定額返還型も含めて移行するかどうか問題となるが、返還方式をいずれにするかは貸与開始時に選択し貸与終了時まで変更可能とすることから、仮に定額返還型で人的保証を選択可能とすると、卒業時に新所得連動返還型に変更しようとした場合、機関保証に新たに加入することが必要となり、保証料を一括で支払う必要が生じる。このため、新所得

連動返還型のみならず、定額返還型を含む無利子奨学金全体の保証制度について原則として機関保証とすべきである。その際、保証料の引き下げについてもあわせて検討すべきである。

なお、機関保証制度については、平成15年の「独立行政法人日本学生支援機構法」の国会議決に当たって、衆議院の附帯決議に「機関保証制度の創設に当たっては、人的保証との選択制とするとともに、奨学生の経済的な負担等に対する教育的配慮を行い、適正な運用に努めること」が盛り込まれている。この点、新所得連動返還型については、返還期間が長期化することにより人的保証では連帯保証人の保証能力が確保されないという新たな制度的課題が生じていることから、新制度においては人的保証との選択制を見直す必要があると考えられる。